

かさまつまちづくりガイド

ー町が取り組む施策や事業について

わかりやすくご紹介しますー

⑩ 防災 ～地震に対する事前の備え

地震はいつどこで発生するかわかりません。だからこそ、日頃から身の安全を守るために地震に対する備えをしておきたいものです。

そこで、私たちが暮らす家と家の中の安全対策に対する町の助成制度についてご紹介します。

■自分の家の地震に対する強さを知ることが大切！

【耐震診断と耐震補強】

建物が地震に対して安全かどうかを調査・判定して、地震に対する強さが不足している場合、耐震改修を行うことが地震被害を少なくします。特に昭和56年5月31日以前に着工された建物については、耐震性に問題があることが多いことから、耐震診断をお勧めしています。

耐震診断の助成制度

岐阜県木造住宅耐震相談士が行う耐震診断にかかる費用（概ね3万円程度）の内、2万円を限度に補助が受けられます。

耐震補強工事の助成制度

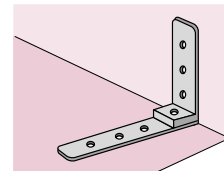
昭和56年5月31日以前に着工し、耐震診断を受けた木造住宅のうち「倒壊のおそれがある」とされたものについて、耐震補強工事（対象工事上限120万円）に対する補助が受けられます。詳しくは、役場総務課までお問い合わせください。なお、新築、増築、耐震補強工事以外の部分は対象となりません。

■家具が凶器に！

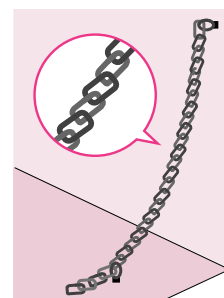
日本中を振るい上がらせた、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災。この地震の犠牲者の大部分が家屋の倒壊による圧死でした。また、家屋の倒壊を免れた住宅でも多くの人が家具の転倒により多くの被害を受けました。

地震の揺れによる家具の転倒や移動を防ぐためには、家具転倒防止補助器具などを使い、できるだけ壁などの建物本体に家具を固定しておくといでしょう。

町では、犠牲になりやすいお年寄りなどを地震災害から守るため、自主防災会長（町内会長）を通じて、65歳以上のかただけの世帯や重度身体障害者のかただけの世帯に家具転倒防止補助器具を支給しています。



① L字型金具



② チェーン式